

『小樽市中小企業振興会議』について

1 設置について

「小樽市中小企業振興基本条例」に基づき、中小企業振興に資するため市長の附属機関として「中小企業振興会議」を設置する。(産学官金の新たなネットワーク)

2 委員について

会議は20人以内の委員をもって組織する。委員は、学識経験者、中小企業の振興に関係のある方、公募による方等のうちから市長が委嘱する。

3 目的及び概要

中小企業振興基本条例に規定する「施策の基本方針」などを具体化するための会議であり、委員の知見などに基づく調査審議により、中小企業振興策へ反映させるもの。市長の諮問に応じて中小企業振興施策について調査審議し意見を述べるもののほか、自ら中小企業の振興に関する事項について調査審議し市長に対して意見を述べる。

4 スケジュール

